

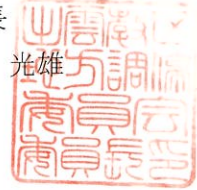
令和4年2月10日

(申立者)

松本 博二 殿

出雲教区地方調停委員会委員長

曾田 光雄



月照寺に関する申立の調停について（ご連絡）

謹啓 早春の候 貴殿におかれましては、愈々ご清祥のことと存じます。

さて、高梨博昭氏と貴殿の間に生じた月照寺に関する申立てに関しまして、「調停に関する規程（宗規130号）」に基づき、出雲教区地方調停委員会に申立てがなされ、協議の結果、当委員会は調停事案として採択し（地調第 02-3515）、下記調停委員により、事情を聴取した上で調停が適当かどうか判断することといたしました。

しかしながら貴殿の体調不良による延期申し出があり、事情を聞くことが出来ませんでした。本年1月体調が回復されたとの連絡により下記日程にて申立ての事情聴取を行いますのでご出席ください。

合掌

記

調停申立の概要	当事者（申立側） 松本博二 当事者（相手方） 高梨博昭  調停要望事項 申立補充書の4項目について
調停番号	地調第 02-3515
担当する調停委員	佐藤昭雄（担当主任） 中津玄弘
事情聴取日時	令和4年3月8日（火） 14時より
場所	誓願寺（誓願寺会館） 松江市寺町 101 番地